

瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 5 月 28 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 27 号

瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和 49 年瀬戸市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（課長等の設置及び職務）</p> <p>第 4 条 課に課長、課長補佐及び主査を置き、専門員及び主事を置くことができる。</p> <p>2 から 5 まで <省略></p> <p><u>6 主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。</u></p>	<p>（課長等の設置及び職務）</p> <p>第 4 条 課に課長、課長補佐及び主査を置き、専門員を置くことができる。</p> <p>2 から 5 まで <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。